

# うなやま整形外科 (介護予防)通所リハビリテーション 重要事項説明書

## 1. 重要事項説明書の主旨

医療法人社団日輝会 うなやま整形外科が開設し、実施する(介護予防)通所リハビリテーション(以下「当施設」という。)サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めます。

## 2. 施設の目的及び運営方針

### (1) 目的

当施設は、医学的管理・看護の下での機能訓練や集団体操、その他必要な医療などの介護保健施設サービスを提供することで、ご利用者(以下「利用者」という。)の能力に応じたプログラムを実施し、より良い日常生活を営むことができるよう支援します。

### (2) 運営方針

当施設は、病状が安定期にある方の医療・看護・介護・リハビリテーション等を行い、『利用者の健康寿命を延ばすこと』をコンセプトに、利用者の立場に立ったサービスを提供します。

## 3. 法人及び施設の概要

### (1) 法人の概要

- ① 名称:医療法人社団日輝会 うなやま整形外科
- ② 所在地:〒240-0054 神奈川県横浜市保土ヶ谷区西谷 4-5-1
- ③ 代表者:理事長 宇南山賢二
- ④ 電話番号:045-370-6800
- ⑤ FAX 番号:045-370-6805
- ⑥ 医療機関番号:060,388.6

### (2) 施設の概要

- ① 名称:うなやま整形外科 通所リハビリテーション be
- ② 所在地:〒240-0054 神奈川県横浜市保土ヶ谷区西谷 4-5-1
- ③ 開設年月日:平成 31 年 1 月 1 日
- ④ 代表者:管理者 宇南山賢二
- ⑤ 電話番号:070-2101-6800
- ⑥ FAX 番号:045-370-6805
- ⑦ 介護事業所番号:1410603886

## 4. 利用定員

当施設の(介護予防)通所リハビリテーションの利用定員は、20 名と定められています。

5. 従業者の職種、員数、(介護予防)通所リハビリテーションの従事者の職種及び員数は次のとおりとなり、必置職については法令の定めるとおりです。

職員の種類	人数	常勤(人)	非常勤(人)	常勤換算人数(人)
管理者(医師)	1	1		1
医師	1	1		1
理学療法士	2	2	0	2
看護師	3	2	1	2
管理栄養士 (コーディネーター 業務含む)	2	2	0	2

## 6. 従業者の職務内容

5に定める当施設職員の職務内容は次のとおりとします。

- (1)管理者(医師)・・・施設を管理運営、職員全体の指導監督、利用者の健康管理、診察業
- (2)理学療法士・看護師・・・医師の指示に基づく機能訓練(集団・個別・自主トレーニング)家族への生活指導等
- (3)管理栄養士・・・医師の指示に基づき利用者・その家族への栄養管理・栄養指導等
- (4)コーディネーター(相談員)・・・介護支援専門員、利用者・その家族との会議の日程調整、見学対応

## 7. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は次のとおりとします。

横浜市保土ヶ谷区周囲(当施設から自動車で行く1時間程度の範囲内)

## 8. 営業日、提供時間及び定休日

営業日、提供時間及び定休日は次のとおりとします。

営業日・・・月・火・水・木・金・土曜日(水・土は午前中のみ)の運営)

提供時間:9:00～10:20・10:30～11:50・13:30～14:50・15:00～16:20

定休日:日祝祭日、年末年始、夏期休暇

## 9. (介護予防)通所リハビリテーションサービス

当施設で提供するサービスは次のとおりとします。

### (1)(介護予防)通所リハビリテーションサービス計画の立案

当施設でのサービスは、身体機能の維持及び向上を目指し、利用者にかかわる職員の協議によって作成される(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づいて提供いたします。

### (2)理学療法士・看護師により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能低下を予防する。原則として機能訓練室にて行います。

### (3)相談及び援助利用者又は家族等からの介護サービスに関わる相談に対応します。

## 10. 利用者負担の額

利用者負担の額は以下のとおりとします。

### (1)保険給付の自己負担額((介護予防)通所リハビリテーション費及び加算)は、別に定める利用料金表のとおりとなります。

## 11. 施設の利用に当たっての留意事項

### (1)当施設の利用に当たっての留意事項は以下のとおりとします。

- ・喫煙について、敷地内禁煙とします。
- ・火気の取扱いについて、ライター・マッチ等は持ち込み禁止とします。
- ・設備・備品の利用は、本来の用法に従って利用すること。これに反した利用による破損等の際、利用者に弁償義務が生じる場合があります。
- ・所持品・備品等の持ち込みについて、管理は利用者の責務とします。
- ・宗教活動及び政治活動は禁止です。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止です。

### (2)サービス利用の際には、次のものを施設に提示して頂きます。

介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、健康保険証、後期高齢受給者証、医療受給者証

## 12. 非常災害対策

### (1)消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

### (2)防火管理者には、事業所管理者とは別に定めます。

### (3)火元責任者には、事業所職員を充てます。

### (4)非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会います。

### (5)非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。

- (6)火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務を遂行します。
- (7)防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
- ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年2回以上
  - ② 総合避難訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時
- (8)その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

### 13. 事故発生時の対応

(介護予防)通所リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、速やかに併設病院への受診等の必要な措置を講じ、保証人等のご家族へ連絡をします。また必要に応じ、その他の医療機関等への受診を行う場合もあります。事故についての検証は経過・原因究明・今後の対策を検討し、必要に応じ防止に向けた対応を行います。

### 14. 苦情・相談体制

利用者及びその家族は、当施設が提供する(介護予防)通所リハビリテーションサービスに対する苦情・相談を下記窓口に応じることが出来ます。

#### ■介護保健施設サービスに関する苦情相談窓口

##### ・施設相談窓口

窓口責任者:渡辺 将太

利用時間:9:00～12:00・13:00～17:50(15:00以降繋がりにやすいです。)

利用方法:面談(当施設相談室)、電話 070-2101-6800(留守電に入れて頂ければ折り返します。)

##### ・神奈川県横浜市 健康福祉局 高齢健康福祉部 介護事業指導課

電話 045-671-3413 FAX 045-681-7789

### 15. 職員の服務規律

職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意します。

- ① 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- ② 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- ③ お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

### 16. 職員の研修

施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。またひと月に1回、施設内研修の場を設け職員全体の共通認識を深めることに努力します。

### 17. 職員の勤務条件

職員の就業に関する事項は、別に定める《医療法人社団日輝会 うなやま整形外科》の就業規則によります。

### 18. 職員の健康管理

職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診します。

### 19. 衛生管理

- (1)利用者の使用する施設、飲用に用いる水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- (2)感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。
- (3)定期的に鼠族、昆虫の駆除を行います。

